

その他

10月はクリーン排水 推進月間です



市内を流れる河川（稗田川など）、湖沼（油ヶ淵）、閉鎖水域である三河湾の水質汚濁は、ほとんどは家庭からの生活排水が原因です。

水質汚濁の主な発生源である生活排水と三河湾および油ヶ淵を結ぶ流入河川において、水質汚濁の削減を図るため、市民一人ひとりの協力によって生活排水対策を推進していく必要があります。

◆汚れの発生源は、台所

わたしたちが、1人1日に使う水の量は約200ℓです。そのな

かには40gの汚れが含まれています。なかでも、生活雑排水（生活排水のうち、し尿を除いたもの）のうち台所からの汚れが多く含まれています。

◆もしも、食べ残しをそのまま流してしまったら

食器に残ったわずかなマヨネーズやケチャップ、みそ汁、ラーメンの汁などこれらの食品を流した場合、コイやフナなどが棲める水質にするには、浴槽何杯分もの水が必要となります。

◆やってみよう、わたしたちができること

- ・「水に流す前に」料理は、ちようどよい量を作り、残さず食べるようにしましょう。
- ・「たくさん使っても洗浄力は同じ」洗剤は、正しく計って使いましょう。適量以上に洗剤を使っても、無駄になるばかりか、川や海を汚してしまいます。
- ・「使用済の油」油は、吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせて可燃ごみに捨てましょう。
- ・「米のとぎ汁」米のとぎ汁は、庭木や畑にまきましょう。水に流してしまえば汚れですが、植物にとっては栄養分になります。

◆水循環を考えよう

わたしたちは、水の循環のな

かで生きています。生活排水に含まれる有機物や窒素・りんなどの栄養塩類は、生命の営みに欠かせない栄養分ですが、大量になれば富栄養化を引き起こし、プランクトンが異常増殖して赤潮や苦潮を発生させます。

水の恵みを受けるのはわたしたち人間だけではなく、地球上のすべての生物であり、将来にわたり安心で安全かつ豊かな水環境を守っていかなければなりません。

◆浄化槽の維持管理

浄化槽は、法定検査、保守点検、清掃の適正な維持管理を行うことが法律で定められています。下水道に接続している場合や合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理のまま身近な側溝を経て、周辺の河川、水路などに放流され、最後には三河湾に流れ込み水質汚濁の原因になっています。

平成13年4月以降、新たに浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽のみとなっています。また、現在、単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への転換をするように努めましょう。

法定検査依頼先

- ・指定検査機関
- ・財中部微生物研究所

☎0533-76-2228
保守点検業者依頼先

・知事の登録を受けた保守点検業者

清掃業者依頼先

・市長の許可を受けた業者

高浜衛生(株)

☎53-0516

◆廃油石けん製造機の貸出

家庭から出る廃食用油を直接排水に流さないようにするため、廃食用油リサイクル粉石けん製造機など貸出事業の活用を進めています。

問合せ先

☎市民生活グループ

☎52-1111（内線264）

税務署の代表電話が 自動音声案内 になります

11月1日から税務署に電話すると自動音声案内が流れます。用件に応じて番号をプッシュまたはダイヤルしてください。

音声案内から

- ・「1」をプッシュまたはダイヤルすると「電話相談センター」につながり税務相談室（注）の相談員が国税に関する質問や相談にお答えします。
- ・「2」をプッシュまたはダイ

ヤルすると「税務署」につながり税務署の職員が応対します。

（注）税務相談室での面接による相談は行いません。

問合せ先

刈谷税務署

☎21-6211

企業・事業者の方へ

物流調査にご協力を

10月から11月にかけて、国土交通省、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市の共同により中京都市圏に立地する事業所を対象とした物流調査が行われます。調査票が送付された事業所の方は、調査にご協力ください。

問合せ先

中京都市圏物流調査実施本部

☎0120-541-256（無料）

（受付時間午前9時～午後6時、土・日曜日・祝を除く）

